2　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第八条第十項第一号の規定の適用については、当該規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

（国内基準行に係る経過措置）

第九条　国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行については、当分の間、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する。

2　国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、当分の間、新持株告示の規定にかかわらず、旧持株告示の規定を適用する。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の一部改正）

第十条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行（平成十九年金融庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五条第七項等」を「第二十八条第六項等」に改める。

「第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第八項、第二十一条第二項第一号、」を削り、第六号を次のように改める。

六　削除

第九号を次のように改める。

九　三井住友信託銀行株式会社

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社の一部改正）

第十一条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社（平成十九年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五条第七項等」を「第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号」に改める。

「第五条第七項、第十条第二項第一号、」を削り、第五号を次のように改める。

五　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

○金融庁告示第二十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　　金融庁長官　畑中龍太郎

目次中「第百五十六条」を「第百五十六条―第百五十六条の三」に、「第六章　マーケット・リスク」を「第五章の二　ＣＶＡリスク　第一節　算出方式（第二百四十八条の二）　第二節　標準的リスク測定方式（第二百四十八条の三）　第三節　先進的リスク測定方式（第二百四十八条の四・第二百四十八条の五）　第六章　マーケット・リスク」に改める。

第一条第九号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「金融機関の」の下に「Ｔｉｅｒ１資本の額又は」を加え、同条第十号中「当該最終指定親会社の」を削り、「子法人等であって」の下に「、連結自己資本規制比率（次条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）の算出に当たり」を加え、同条第十三号、第三十三号及び第三十四号中「当該最終指定親会社の」を削り、同条第三十五号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十六号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十六号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十七号イ中「金融機関」の下に「（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）」を加え、同号ハ中「（前号ヘに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1)　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第三条第三項において同じ。）若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同法第二条第十六項に規定する保険持株会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号及び第八条第六項第一号において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2)　(1)に掲げる者の子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1)　規制金融機関

(2)　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

第一条第七十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「補填（てん）」を「**補塡**」に改め、同条第七十六号の次に次の一号を加える。

七十六の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

第一条第八十三号中「第八十五号」の下に「、第百三十五条第八項」を加え、同条第八十四号中「この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において」を削る。

第二条を次のように改める。

（連結自己資本規制比率の計算方法）

第二条　最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であることの基準（以下「連結自己資本規制比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。